

平成30年大川市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月7日(水)
開 会 午前9時30分から午前10時05分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(13人)

会 長 田中 博文

1 番	柿添	博文	10 番	吉川	康則
4 番	江崎	重俊	11 番	梅崎	正道
5 番	中村	博満	12 番	志牟田	文彦
6 番	貞苅	謙二	13 番	津村	浩二
7 番	植木	幸治	14 番	宮原	晶彦
8 番	古賀	林允	15 番	田中	博文
9 番	辻	正光			

4. 欠席委員(2人)

2 番 井口 久美子
3 番 龍 靖男

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第6号 農地法第4条許可申請について
議案第7号 農地法第5条許可申請について
議案第8号 下限面積(別段の面積)の設定について
議案第9号 大川市農用地利用集積計画について
報告第7号 農地法第18条第6項通知について

7. 事務局

局長 柿添 量之 次長 相川 曜一 職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成30年第3回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番の井口委員、3番の龍委員から欠席の連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 本日、ここに平成30年第3回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第6号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議案第7号農地法第5条の申請地と隣接しておりますので、そちらも併せて説明いたします。

1番については、転用目的が一般住宅であります。

申請地の農地区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地であります。第1種農地の転用は「原則不許可」ですが、今回の申請は、不許可の例外の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、立地基準を満たしていると考えられます。

資金については、残高証明書及び融資証明書で確認し、隣接農地も5条申請の譲渡人の自作地であることや被害防除としてコンクリートブロックを設置することから、周辺の農地に支障が生じるおそれもないと考えられます。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに満たしていると思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 1 番について補足説明いたします。
詳細は事務局から説明があったとおりです。特に問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第 6 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第 7 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
1 番については、転用目的が一般住宅であります。
詳細につきましては、議案第 6 号で説明したとおりですので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 議案第 6 号で説明したとおりですので、特にありません。ご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 7 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に議案第 8 号下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

農家台帳により、地区別、全体の経営農地面積別農家数割合を算出したところ、管内の農家で 40a 未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割を下らないため、来年度の下限面積の設定について、変更は行わないことを提案いたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

梅崎委員 今回の 40a という提案に異論はありませんが、今後の新規就農者の促進を考えると、いずれは下限面積を下げる必要が出てくると思います。

古賀委員 私もそう思います。新規就農者にとって最初の問題は農地の取得であると思うので、下限面積要件のみで農地の取得を断念せざるを得ないという状況は避けるべきだと思います。

事務局 両委員が言われたとおり、新規就農者の促進に伴い、農地取得の問題は必ず出てくると思いますので、状況に応じた下限面積の設定を行う必要があると思います。また、所有権ではなく貸借権になりますが、市の利用権や農地中間管理機構を活用する方法もありますので、これらについても説明を行い、新規就農者の促進を図っていきたいと思います。

農業委員のみなさんにも担当地区の空き農地の相談等させていただくことがあると思いますのでその際はよろしく願いいたします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
議案第 8 号下限面積（別段の面積）の設定について、大川市全域 4 0 a とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第 8 号下限面積（別段の面積）の設定について、4 0 a とすることに決定しました。
以上で、議案第 8 号下限面積（別段の面積）の設定についての審議を終わりました。
次に議案第 9 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第 9 号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。次に報告第 7 号農地法第 1 8 条第 6 項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第7号を終わります。
以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
4番 江崎 重俊 委員
5番 中村 博満 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第3回大川市農業委員会総会を閉会致します。

平成 年 月 日

委員 （江崎 重俊）

（自署）

印

委員 （中村 博満）

（自署）

印